

第22回 合併協議会から

第22回合併協議会が平成17年12月21日、石橋地区消防本部大会議室において開催されました。

会議には、3町の町長をはじめ議会関係者、学識経験者ら34名のうち、33名の委員が出席したほか、多数の方が傍聴されました。

協議会会長の宇賀持南河内町長のあいさつの後、経過報告を行い、その後、具体的な協議が行われました。

仮決算

報告第三十七号

平成17年度歳入歳出仮決算の報告について

○報告
平成17年度の歳入歳出仮決算について、報告されました。収入済額二千四百三十五万四千七百七十四円、支出済額九百三十万三千五百九十五円で、差引一千五百五万千七百七十九円となりました。

また、参考として12月1日から、六百八十六万二千五百八十四円の歳出予定があり、最終的な決算額は八百八十八万八千五百九十五円の不用額と

なり、全額を下野市に繰り入れることが報告されました。

○監査報告

監査委員より、監査結果について報告がありました。

市長職務執行者

報告第三十八号

市長職務執行者の選任について

○報告

南河内町の宇賀持正紀町長が就任することが報告されました。

協議会の廃止

報告第三十九号

南河内町・石橋町・国分寺町合併協議会の廃止について

○報告内容

合併協議会の廃止について3町議会において議決されたことが報告されました。

集中改革プラン

報告第四十号

下野市集中改革プラン（暫定骨子）の策定について

○報告

第一章 基本的な考え方

- 一 背景
- 二 計画期間
- 三 推進体制

第二章 集中改革プランの具

体的方針

- 一 事務事業の適正化
 - 二 定員管理、給与・人事制度の適正化
 - 三 効率的な行政運営
 - 四 財政の健全化
 - 五 開かれた市政の推進
- 下野市集中改革プラン（暫定骨子）は、下野市ホームページから合併協議会及び下野市企画財政課でご覧いただけます。

○主な協議内容

行政改革大綱がない中で集中改革プランの始期が平成17年度なのはなぜなのかとの質問があり、事務局から、総務省において全国ベースでの統一した時期での行革を進めることとしているので整合を図ったとの回答がありました。

○協議結果

提案のとおり承認されました。

特別職の報酬額

報告第四十一号

特別職の報酬額等の調整について

○提案

前回（第21回）協議会において正副会長に一任された特別職の報酬額等について次のとおり報告されました。

・自治会長
五万円＋四百円×自治会加入世帯数（年額）

・行政協力委員
廃止

・学校医（内科医・耳鼻科医・歯科医）
十九万六千八百円＋生徒一人当たり四百五十円（年額）

・学校医（眼科医）
十九万六千八百円＋生徒一人当たり三百九十円（年額）

・学校薬剤師
十一万円＋一学級当たり千円（年額）

・保育所嘱託医
九万三千円（年額）

・予防接種、健康診査嘱託医、福祉事務所嘱託医
三万円（日額）

・母子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員
十五万二千九百円（月額）

第19回協議会で確認された次の特別職の報酬額等について変更の報告がありました。

【変更】

・市税徴収嘱託員
五千八百円（日額）

・診療報酬明細書等点検調査嘱託員
十五万七千五百円（月額）

・水道料金等集金嘱託員
五千八百円（日額）

・児童厚生員
十五万七千五百円（月額）

条例・規則

報告第四十一号
条例・規則等の具体的調整結果について

○報告

合併と同時に必要となる条例（百六十四件）・規則等が報告されました。

○主な協議内容

教育研究所設置条例について質問があり、専門部会から、現在南河内町において設置されており、学習指導、教職員の調査研究等を行うものであるとの回答がありました。

使用料・手数料

協議第四十号の三

使用料・手数料等の取り扱いについて

○変更提案

勤労青少年ホームの使用料を他の公民館施設等と統一することとしました。

○主な協議内容

質問等はありませんでした。

○協議結果

提案のとおり確認されました。